

# 更別村より「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

## 「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、**追加で給付を行うもの**です。

※ 本給付金は国の重点支援地方交付金を活用して実施する事業です。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

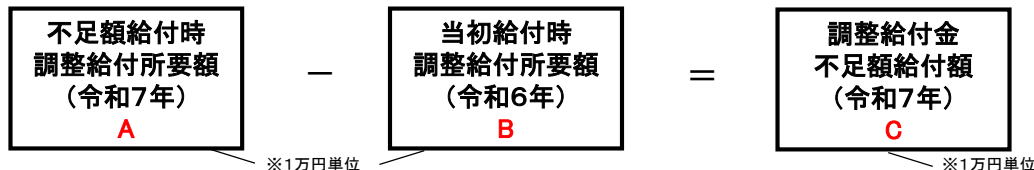
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

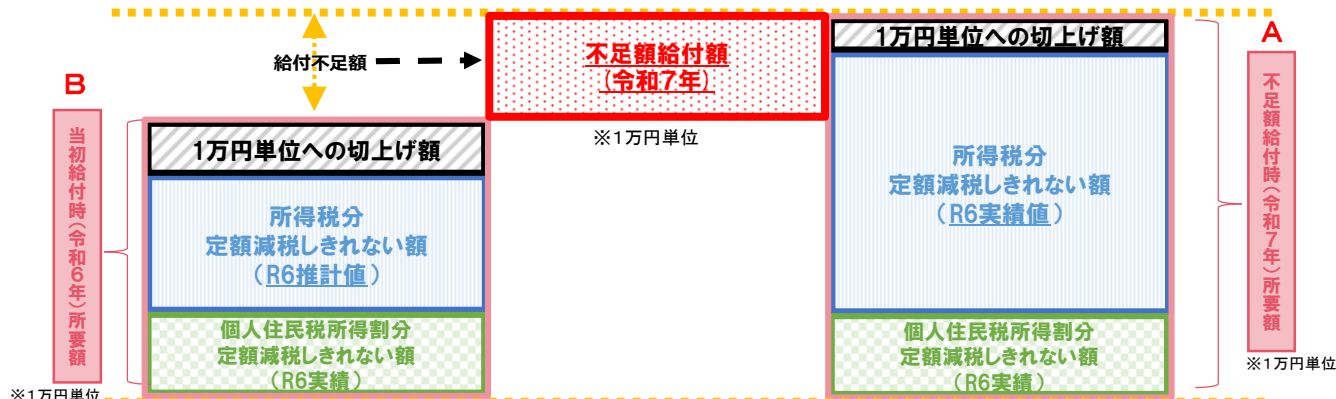
（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の手続きは、裏面をご覧ください

# 給付金の支給手続き

## I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

※確定申告等の情報により更別村で要件を確認できる方へ、次のいずれかの書類を送付します。

(1)更別村が令和6年度・令和7年度ともに課税団体で、公金受取口座の登録がある方

### 調整給付金（不足額給付分）支給予定通知書

- 給付金の支給手続きの必要は有りません。 給付予定内容（給付金額や受取口座）をお知らせしますので、記載事項を確認して、次の場合は保健福祉課へ連絡ください。

- ① 記載された受取口座を解約している場合
- ② 給付金の受取を拒否する場合

☆9月24日までに連絡のない場合は、通知書のとおり支給します。

(2)更別村が令和6年度・令和7年度ともに課税団体で、公金受取口座未登録の方

### 調整給付金（不足額給付分）支給確認書 ※提出期限 令和7年10月31日（金）

- 給付金を受け取るには、確認書を提出いただく必要があります。 受取り希望口座等の必要事項を記載し、本人確認書類添付のうえ、保健福祉課へご提出ください。

(3)令和6年1月2日以降に転入し、更別村が令和7年度課税団体となる方

### 調整給付金（不足額給付分）申請書

- 給付金を受け取るには、申請書の提出（期限 令和7年10月15日）及び支給確認書の提出が必要です。

申請書に、令和6年に給付された調整給付金（当初給付分）の額が分かる書類（転入前市町村の書類）を添付ください。

※お手元に書類がない場合は、更別村より関係機関へ確認しますのでお申し出ください。

- 支給確認書は申請書の審査後に送付しますので、必要事項記載のうえ令和7年10月31日までにご提出ください。

## II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

※IIに該当する方は、本人の申出が必要となります。

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

- 申請書について、更別村保健福祉課にお問い合わせいただくか、更別村ホームページから取得のうえ申請ください。

- 給付金を受け取るには、申請書の提出（期限 令和7年10月15日）及び支給確認書の提出が必要です。



お問い合わせ



更別村役場 保健福祉課 福祉係

0155-53-3000（受付時間 平日8:30～17:15）